

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、長良川鉄道株式会社（以下会社という）の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 会社による旅客の運送等については、別に定める場合を除いてこの規則を適用する。

(1) 法令の主なものは、次のとおりである。

- イ. 鉄道営業法（明治33年法律第65号）
- ロ. 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）
- ハ. 地方鉄道法（大正8年法律第52号）
- ニ. 地方鉄道法施行規則（大正8年閣令第10号）

(2) 別に定めてあるものの主なものは、次のとおりである。

- イ. 旅客営業規則（昭和62年4月1日東海旅客鉄道株式会社 広告第1号）
- ロ. 連絡運輸規則（昭和63年2月1日営達 第22号）
- ハ. 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和63年2月1日 第13号）
- ニ. 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和63年2月1日営達 第8号）
- ホ. 特殊割引乗車券発売規則（昭和63年2月1日営達 第7号）
- ヘ. 乗車券類委託販売規則（昭和63年2月1日営達 第14号）
- ト. 旅客運賃・料金払基準規定（昭和63年2月1日営達 第3号）
- チ. 運輸収入取扱基準規定（昭和62年4月1日財達 第10号）

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「社線」とは、長良川鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱をする停車場及び停留場をいう。
- (3) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客が運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を払うものとする。ただし、会社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2. 前項の規定に関わらず、定期旅客運賃及び団体旅客運賃については、旅客は、会社において特に認めた小切手・郵便為替証書または郵便振替貯金払出証書をもって支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2. 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要がある時は、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 乗車券及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止。

(2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限。

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込の列車の制限。

2. 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客若しくはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。

ただし、運輸上支障のない場合でかつ、旅客が次の号に掲げる条件を承諾する時は、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

2. 列車の運行が不能となった場合であっても、会社において他の鉄道、自動車等の輸送機関を利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示した時は、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方)

第8条 営業キロを用いて運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短に関わらず、1日として計算する。

(備考1) 日単位の場合

3日から4日間とは3日から6日まで

(備考2) 旬単位の場合

ア. 6月7日から1旬とは6月16日まで

イ. 7月11日から2旬とは7月31日まで

ウ. 2月21日から1旬とは2月28日または29日まで

(備考3) 月単位の場合

ア. 11月1日(初日)から1ヶ月間とは11月30日(月の末日)まで

イ. 4月15日から1ヶ月とは、5月14日まで

(乗車券等に対する証明)

第10条 会社において乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)

第11条 旅客の運送の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は墨またはインキ（ボールペンを含む）をもって記載し、かつ特に定めるものについてはこれに証印を押すものとする。

2. 旅客は、前項の規定による書類の一部を訂正した場合は、その訂正箇所、相当の証印を押すものとする。